

三和区だより

編集・発行 三和区総合事務所
上越市三和区井ノ口 444
☎ 025-532-2323

2025
12月25日号

三和区の人口 男 2,386 人(-1 人) 女 2,420 人(-4 人) 合計 4,806 人(-5 人) 世帯数 1,880(±0) ※令和7年11月末現在()は先月との比較

私たちが民生委員・児童委員、主任児童委員です

～任期は令和7年12月1日から令和10年11月30日までの3年間～

【担当：福祉班】



※松井和代委員は欠席

12月1日から、新たな任期で民生委員・児童委員、主任児童委員が任命されました。三和区は16人です。民生委員は、厚生労働大臣から委嘱される非常勤特別職の公務員で、地域住民の生活や福祉全般の相談対応や援助活動を行います。

また、民生委員は児童委員も兼務し、妊娠中の心配ごと相談や子育てに関する支援も行い、住民と行政をつなぐパイプ役となります。

主任児童委員は、児童福祉を担当し、地区担当の民生委員・児童委員と協力しながら、様々な課題解決に取り組みます。

■民生委員・児童委員 (敬称略) ※(新)は新任

氏名	担当区域
長尾 厚子 (ながお あつこ)	川浦、番町
松井 和代 (まつい かずよ)	神明町
(新) 米山 均 (よねやま ひとし)	中野、窪、法花寺、水科
更山 修一 (さらやま しゅういち)	水吉、鴨井
(新) 萩井 公顕 (おぎい きみあき)	上田、下田、下中、稻原
(新) 澤田 豊 (さわだ ゆたか)	野、日和町
(新) 高峰 美子 (たかみね よしこ)	今保、大東
北峰 恵子 (きたみね けいこ)	大西、三村新田、井ノ口
上野 浩美 (うえの ひろみ)	浮島、島倉、下田島
藤田 義雄 (ふじた よしお)	所山田、岡田
(新/元) 秋山 美智子 (あきやま みちこ)	山高津、払沢、桑曾根、北代、下新保
(新) 清水 仁美 (しみず ひとみ)	錦、柳林、岡木、上広田
(新) 荒井 保夫 (あらい やすお)	米子、広井、下広田、本郷、沖柳
大滝 正博 (おおたき まさひろ)	越柳、神田、塔ノ輪
(新) 中澤 弘子 (なかざわ ひろこ)	山腰新田、末野、末野新田

■主任児童委員 (敬称略)

(新) 松栄 博行 (まつえ ひろゆき)	三和区全域
----------------------	-------

問合せは、三和区総合事務所の各担当班へお願いします。(☎025-532-2323)

※時間外の電話転送について：平日は午後5時15分から翌日の午前8時30分まで、土日・祝日における総合事務所への電話は市役所木田庁舎へ自動転送し、転送先の当直が対応します。

◇三和区だよりは、上越市ホームページでカラーでご覧になれます。

2025.12.25 三和区だより①

12月31日午後5時15分～1月3日は閉鎖します！

～年末年始の資源ごみ常時回収ステーション～

ご注意ください

三和区総合事務所の駐車場に設置されている資源物常時回収ステーションは、処理施設が休みとなるため、12月31日午後5時15分から1月3日までの間は閉鎖します。

特に年末は、雑誌や段ボールなどの資源ごみの搬出が多くなりますので、早めの搬出にご協力をお願いします。

【担当：税・市民生活班】



«定例行政相談所を開設します»

【担当：総務班】

行政相談員は、身近な住民の相談相手として、国や県、市町村などの行政業務について意見や要望、問い合わせなどを受け付けています。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。申し込みは不要です。

ご希望の方は、直接会場へお越しください。

■日 時：奇数月の第4木曜日 13時30分～15時30分

■会 場：三和地区公民館1階会議室A

■行政相談員 … 高橋和則さん（島倉）

※行政相談員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で

無報酬で行っています。

北朝鮮による拉致問題を考えるパネル展

拉致被害者の横田めぐみさん、曾我ヨシさん、そして特定失踪者の大澤孝司さんや中村三奈子さんたちの写真を展示しています。
どうぞ御覧いただき、この機会にもう一度拉致問題について考えてください。



横田めぐみさん



曾我ヨシさん



大澤孝司さん



大澤孝司さん



大澤孝司さん



大澤孝司さん



大澤孝司さん



大澤孝司さん

北朝鮮による拉致問題の解決には、
「県民一人ひとりの声」が何よりも強い力となります。

«拉致問題巡回パネル展»

【担当：総務班】

■期 間：令和8年1月8日（木）～1月27日（火）

■場 所：三和コミュニティプラザ1階ロビー

«法務局からのお知らせです»

■相続登記の義務化

現在の所有者が分からぬ不動産の増加を防ぐために、令和6年4月から相続登記が義務化されました。不動産の所有者が死亡した際は、相続登記を早めに行うようお願いします。
(義務化以前の相続も対象です。)

■自筆証書遺言書保管制度

法務局では、自分で書いた遺言書を法務局で預かる自筆証書遺言書保管手続を行っています。自筆証書遺言書のデメリットである紛失や改ざんを防ぐことができるので、ぜひご利用ください。

※詳しくは法務局ホームページをご覧ください。【新潟地方法務局上越支局 025-525-4133】



問合せは、三和区総合事務所の各担当班へお願いします。 (025-532-2323)

三和区だよりは、上越市ホームページでカラーでご覧になれます。 2025.12.25 三和区だより②
左の二次元コードを読み取ると、三和区だよりのページに接続できます。